



消費生活だより



今回の
トラブル

「通話料金が安くなります」
変更のつもりが新規契約に！

～契約業者からの電話と勘違いし、まったく別の業者と新規契約をしてしまった事例について～



事例

「通話料金が安くなる新プランができました。そちらのプランに変更しませんか？」と電話がかかってきた。あたかも既に契約している業者のような口ぶりであったため信用し、安くなるのならと変更をお願いした。

しかし後日、契約書とともに頼んでもいないWi-Fiルーターが届いた。不審に思い契約書を確認したところ、まったく別の業者とWi-Fiルーター付きの新たな通信契約を結んでいることが分かった。Wi-Fiルーターは不要な上、ルーター代も発生するため、支払う金額も今より高額になってしまうようだ。解約したい。

安い新プランに
変更しませんか？



POINT



- ★既に契約している業者と勘違いし、別の業者と新たな契約を結んでしまったという相談が寄せられています。プラン変更などの勧誘があった場合は、しっかりと会社名を確認するようにしましょう。
- ★基本料金の他にも、工事費や手数料、オプション機器費用など、追加の料金がかかり、支払う金額が高くなってしまうことがあります。「安くなる」との言葉に即決せず、契約内容をしっかりと確認するようにしましょう。
- ★後日届く契約書面の内容はしっかりと確認しましょう。初期契約解除の適用も考えられます。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109
(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

